

脳血栓回収実施医認定について

NPO 法人日本脳神経血管内治療学会は、一般社団法人日本脳卒中学会および一般社団法人日本脳神経外科学会と共同で、機械的血栓回収療法に使用する経皮経管的脳血栓回収用機器適正使用指針を定めて、本療法が適切に展開されるよう努めています。

この度、新しい知見を加え第4版に改訂し公表しました。第4版では、本療法の実施医として定められている「脳血管内治療専門医に準じる経験を有する者」を「脳血栓回収実施医」として明確化して認定し、厳格に運用することになりました。第1回の認定のための審査を本年7月に行います。要項の条件を満たし、認定を希望される会員は、日本脳神経血管内治療学会のホームページから申請してください。

留意事項 脳血管内治療専門医は機械的血栓回収療法の実施医です。申請は不要です。

背景

1. エビデンスが確立した機械的血栓回収療法を適応患者に提供するためには、安全性を確保した上で、実施医を増加させる必要がある。
2. 経皮経管的脳血栓回収用機器適正使用指針は、機器の添付文書に記載されており、実施医は脳血管内治療専門医またはそれに準じる経験を要するものに限定されている。企業も医師、医療機関も遵守する必要がある。
3. これまでの経皮経管的脳血栓回収用機器適正使用指針では、脳血管内治療専門医に準じる経験を同専門医試験の受験資格に相当する経験としてきたが、指針を定めた三学会はその実態を把握しておらず、脳卒中センター認定に際してその基準として採用することはできなかった。
4. 第3版では緊急自動車でも1時間以上要する施設で特例として血栓回収の実施を認め、厚生労働省には安全性を検証すると約束したが、実効性はあがらなかった。
5. 第4版で、脳血栓回収実施医の条件を定め、運用することを明記した。

制度

1. 条件は以下の通り第4版に明記されている。
脳血栓回収療法実施医認定を申請するものは、次の1～4項を満たしていなければならない。
 1. 日本脳神経血管内治療学会の正会員であること。
未入会の方は、NPO 法人日本脳神経血管内治療学会のホームページ < <http://jsnet.website> > の「入会案内」から入会してください。
(重要) 会費に未納がある場合は申請を受け付けない。
 2. 申請時に以下の資格を取得している者。
 - a) 日本脳神経外科学会・脳神経外科専門医
 - b) 日本医学放射線学会・放射線専門医
 - c) 日本救急医学会・救急科専門医
 - d) 日本内科学会・認定内科医
 3. 脳血管撮影の経験
申請までに、少なくとも200症例以上の診断脳血管撮影を術者として担当していること。経験場所、当該施設長の証明を要する。
 4. 脳神経血管内治療の経験
申請までに、少なくとも100例の症例を経験していること。経験場所、当該施設長の証明を要する。
このうち、15例は機械的血栓回収療法であること。
このうち、20例以上は術者として経験していること。(重複可能)
2. 審査、更新、管理は、日本脳神経血管内治療学会が担当し、三学会の承認を経て認定する。
 1. 第1回申請の締め切りは、2020年6月30日とする。
 2. 審査は7月31日までに完了し、三学会理事長に結果を報告する。
 3. 三学会はそれぞれの承認手続きに基づいて承認する(認定期間は2026年3月31日まで、5年毎の更新を要する)。
 4. 第2回申請は、2021年1月31日締切、2月審査、3月承認を予定する(認定期間は2026年3月31日まで、5年毎の更新を要する)。以後は1年毎に運用、管理する予定。